

## 大阪狭山市創業支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内で事業を新たに創業する者に対し、予算の範囲内で大阪狭山市創業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付し、事業の創業に係る経費の一部を補助することにより、地域産業の発展及び地域雇用の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 個人創業 事業を営んでいない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始する場合

イ 法人創業 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

(2) 創業の日 個人創業の場合にあっては開業の日、法人創業の場合にあっては法人設立の日をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本社機能を有する事業所等（法人の場合にあっては、登記上の本店を含む。）を市内に設置する者

(2) 申請時点において創業の日を迎えていない者であって、第10条第1項に規定する時期までに実績報告が可能であるもの

(3) 営利を目的とした事業を行う者

(4) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき本市が策定した創業支援等事業計画による支援を受けており、かつ、第6条の補助金の交付申請時に本市より同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の発行を受けている者

(5) 許認可等を必要とする業種の事業を行う者にあつては、当該許認可等を受けて

いる者

- (6) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種の事業を行う者
- (7) 店舗、事業所等の開設に伴う工事を行う者にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令を遵守する者
- (8) 週4日以上営業活動を行う者
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）を行わない者
- (10) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがないものとして市長が認める業種の事業を行う者
- (11) 犯罪等の違法な行為を手段としていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- (2) 許認可が必要な事業において、許認可を受けていない者  
（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が創業のために必要な経費であり、かつ、補助金の交付決定後に発生する経費であつて、別表に定める設備経費及び広告宣伝経費とする。

2 補助金の交付は、前項の設備経費及び広告宣伝経費につき、1回までとする。  
（補助金の額）

第5条 交付する補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象経費の2分の1以内の額であつて、設備経費及び広告宣伝経費の合計額として200,000円を限度額とする。ただし、申請者が設備経費及び広告宣伝経費を大阪狭山市内に主たる事業所のある事業者が発注・支払いをした場合は300,000円を限度とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、大阪府その他の機関等からの補助金その他これに類するものを創業のために必要な経費に充当しているときは、補助金の額は補助対象経費から当該補助金等の額を控除して得た額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大阪狭山市創業支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の見積書
- (2) 事業の内容が分かる書類(事業計画書、仕様書等)
- (3) 第3条第1項第4号に規定する証明書
- (4) 住民票の写し(法人創業にあつては、代表権を有する者全員分)
- (5) 市税の滞納がないことの証明書(法人創業の場合にあつては、代表権を有する者全員分)
- (6) 店舗又は事業所が自己所有の場合にあつては、登記事項証明書の写し
- (7) 店舗又は事業所が賃貸の場合にあつては、賃貸借契約書の写し
- (8) 週4日以上営業を行う旨の宣誓書(様式第2号)
- (9) 飲食店業を営もうとする者にあつては、風俗営業等を行わない旨の宣誓書(様式第3号)
- (10) 補助金の交付を受けようとする者が未成年者の場合にあつては、法定代理人の同意書
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請に当たり、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した大阪狭山市創業支援補助金交付決定前着手届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要な資料の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきと認めたときは、大阪狭山市創業支援補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請した者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成する

ために必要な条件を付することができる。

(変更の申請)

第8条 前条第2項の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条の申請事項に変更が生じたときは、遅滞なく大阪狭山市創業支援補助金事業計画変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の事業計画変更承認申請書の内容が適当であると認めたときは、大阪狭山市創業支援補助金交付変更承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、次に掲げる時期のいずれか早い時期までに大阪狭山市創業支援補助金実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了の日から起算して2箇月以内
- (2) 補助金の交付の決定に係る市の会計年度末

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金により実施した内容が分かるもの（工事着工前及び完了後の現場写真、仕様書等）
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類（内訳明細書、領収書等）
- (3) 許認可等を必要とする業種の事業にあつては、許認可証の写し
- (4) 個人創業の場合にあつては開業届出書の写し、法人創業の場合にあつては履歴事項全部証明書
- (5) 建築確認申請が必要な場合にあつては、確認検査済証の写し
- (6) 防火対象物を設置する場合にあつては、防火対象物使用開始届出書の写し

(補助金の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告を行った補助事業者に対し、大阪狭山市創業支援補助金確定通知書（様式第9号）により補助金の確定額を通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに大阪狭山市創業支援補助金交付請求書（様式第10号）により、市長に対して補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があつたときは、補助事業者に対し補助金を交付

するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金を第4条第1項に規定する補助対象経費に係る事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、大阪狭山市創業支援補助金返還請求通知書（様式第11号）によりその返還を命じることができる。

(帳簿等の整備)

第14条 補助事業者は、第4条第1項に規定する補助対象経費に係る事業の収入及び支出に関する帳簿並びにこれを証する書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の末日から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助限度額	補助率
<p>(1)設備経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗又は事業所の開設に伴う工事費用</li> </ul> <p>※住居兼店舗及び住居兼事務所については、間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。</p> <p>※工事費用は、店舗及び営業所面積が1,000㎡以下の場合に限る。</p>	<p>(2)広告宣伝経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販路開拓に係る広告宣伝に必要な経費(チラシ・パンフレット印刷費等)</li> <li>・ホームページ作成に係る経費(維持管理費を除く。)</li> </ul>	<p>200,000円</p> <p>※設備経費及び広告宣伝経費を大阪狭山市内に主たる事業所がある事業者が発注・支払いをした場合は300,000円を限度とする。</p>	<p>1/2以内</p>